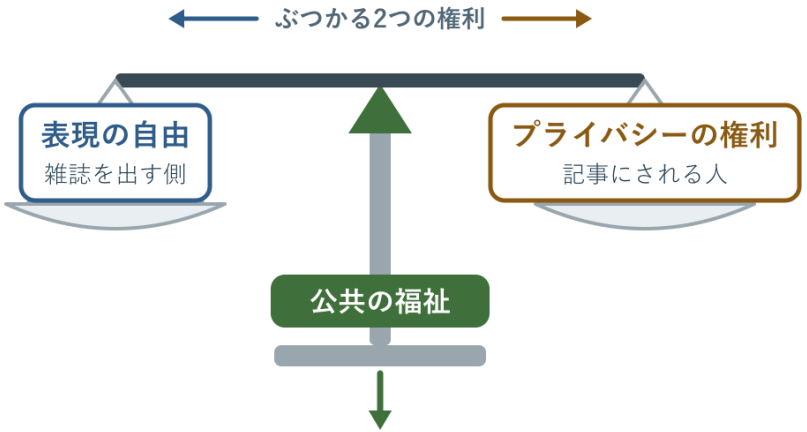
人権どうしの調整と公共の福祉

ある人の人権とほかの人の人権がぶつかるとき、どのように調整するのか

例1　架空の雑誌の記事

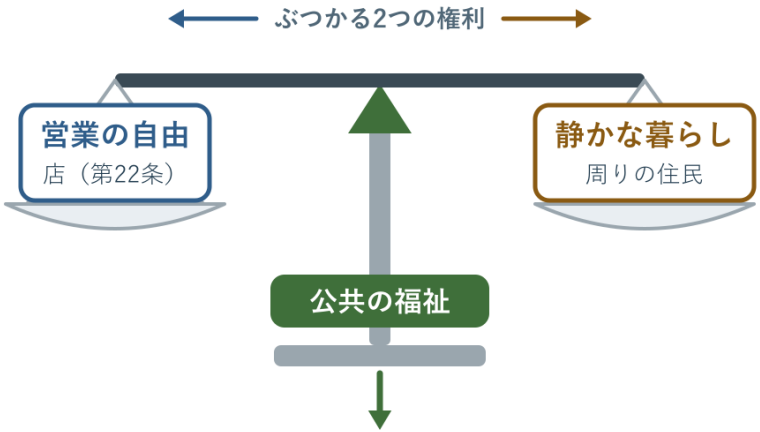
雑誌が、ある人の私生活を
記事にしようとしている。



調整の方法の例
裁判で、記事がみんなに関わる内容か、
私生活をどこまで書くかなどを比べて判断する

例2　架空の店の深夜の営業

店が深夜まで営業し、周りの住民が
音や光に困っている。



調整の方法の例
法律や条例で、営業の時間や
音の大きさなどのきまりを決める

公共の福祉　＝ **人権どうしがぶつかるときに、調整する考え方（日本国憲法第12・13条など）**

人権は最大限に尊重されるが、ほかの人の人権とぶつかるときには、調整のために制限されることがある。
とくに、営業の自由などの経済活動の自由は、公共の福祉による制限を受けやすい（第22・29条）。

✕ **公共の福祉は、多数の人の都合で一人一人の人権を制限してよい、という意味ではない。**

※ 例はすべて架空。天びんは調整の考え方の模式で、どちらの権利が重いかを示すものではない。